

# 神津島社協だより

平成 28 年 10 月 3 日 第 200 号 URL <http://kozu-shakyo.com/> E-mail [k.syakyou@plum.ocn.ne.jp](mailto:k.syakyou@plum.ocn.ne.jp)

TEL 04992-8-0819 FAX 04992-8-1933 発行 社会福祉法人 神津島村社会福祉協議会



## 平成28年度 赤い羽根共同募金 のお願い

今年も 10 月 1 日から「赤い羽根共同募金運動」が行なわれています。

この活動は 1947 年から始まり、今年で 70 回目となります。本年度も区長さん、組長さんのご協力を得て募金のお願いにお伺いしておりますので、ご理解、ご協力よろしくお願ひします。

お預かりしましたご寄付は共同募金会で取りまとめ、地域のみなさまや各界の代表者、学識経験者によって構成される配分委員会、理事会、評議委員会および委員総会にて公平な審査を得て、皆様に必要とされる地域サービスを行う、民間の社会福祉施設・団体に届けられます。



[www.akaihane.or.jp](http://www.akaihane.or.jp)

●赤い羽根データベース「はねっと」をご覧ください。



### 赤い羽根募金とは？

「赤い羽根募金」は、「共同募金」の愛称です。 1947（昭和 22）年、民間の運動として第 1 回目の共同募金運動が市民主体の取り組みとしてスタートしました。第 1 回の配分は、児童保護や育児事業などに重点がおかれており、民間の社会福祉施設や同胞援護会などの福祉団体や、生活に困っている人たちの支援に生かされました。その背景には、戦禍による打撃がありました。戦前 6,700 余あった民間の社会福祉施設は、戦災などで 3,000 余に減少し、施設の運営は物価の高騰などで非常に苦しいものでした。このため、戦前の建物や旧兵舎のバーラックなどで間に合わせた施設は修理や改築が必要になり、共同募金はこれらの施設整備・復旧に大きな役割を果たしました。ちなみに赤い羽根を使うのは、昔、欧米で赤い羽根が「善い行い」や「勇気」の象徴とされてきたことによると言われています。赤い羽根は第 2 回の共同募金運動から使っていて、第 1 回目の時はブリキのバッジを使用しました。そして 60 年以上たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動を進めています。

現在、共同募金は国内の社会福祉の基本法である社会福祉法に規定されていますが、その中で「地域福祉の推進を目的とする募金運動」として位置付けられています。各都道府県内で、地域福祉活動を行うボランティア団体・グループや、社会福祉協議会、社会福祉施設などの支援のために役立てられます。毎年 10 月から 12 月までの 3 か月間、都道府県ごとに募金運動が展開され、災害時など例外を除き、集まった寄付金は各都道府県内で使い途が決められます。具体的には、地域福祉活動を行うための資金ニーズがある団体・グループや社会福祉協議会、社会福祉施設などからの助成申請を受け、都道府県内の寄付者代表や有識者の方々によって構成される配分委員会において助成先や助成金額が決められています。

# 敬老会 開催

9 月 16 日（金）「生きがい健康センター」で、午前 11 時から村役場主催、社協共催で「敬老会」が開催されました。浜川村長の挨拶の後、90 歳以上の代表の方に村から祝い金、社協から記念品が渡されました。演芸では保育園ほし組の踊り、芸能保存会と神舞（じんぶ）による踊り、そして「ものまねマジシャン」の亀ひろしさんのパフォーマンスに会場も大爆笑でおおいに盛り上がり、最後は石野田前村長のハーモニカ演奏を聴き皆で合唱して終了となりました。

今年もたくさんの参加者があり皆楽しそうに過ごしていました。来年もまた、みなさんのお元気な姿での参加をお待ちしております。

敬老会



ご寄付 誠にありがとうございました。

皆様からいただいたご寄付は社会福祉事業推進のために大切に使わせていただきます。

9月 20日	櫻井 巧也 殿（源兵工）	香典返しとして 30,000 円
9月 29日	稻久土木株式会社	団体会員会費 10,000 円